Ⅴ.まとめ

1.今後の事業展開への対応

今後の事業展開に向けては、事業内容に応じた財政負担区分を明確にして住民理解を得るとともに、健全かつ効率的な事業経営を維持するための**中長期財政計画の作成**が重要となる。

本市では、今後取り組むべき主要な建設事業として、①雨水浸水対策、②施設の改築・更新等を予定している。これらの事業化にあたっては多大な費用が必要となるが、**法適化により財源負担区分などを明確化**し、**効率的な事業経営を目指すことが必要**である。

また、平成 16 年 12 月に国交省から通知された「下水道経営に関する留意事項等について」によれば、「下水道財政・経営論小委員会中間報告」で下水道経営の健全化に向けた取組みに関し、特に重要と思われる留意事項として「明確な経営目標と経営見通し」を挙げ、次のように示されている。

「経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等についての情報を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進める必要がある。このため、中期経営計画を策定、業績評価の実施等を通して、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努める必要がある。また、計画、施工、維持管理といった事業の各段階において、将来の経営目標、経営見通しを継続的に点検・修正していくことが必要である。」

以上に述べたとおり、**今後は法適用によって得られる経営資源情報に基づき、経営計画の策定～実施～実績評価～見直しのサイクルを通じて、以下の項目に留意しながら事業展開を図ることが必要**である。

①下水道事業の将来展望と健全な事業推進

②経営に当たっての収支予測

③建設事業の経営に与える影響の把握

2.野洲市における地方公営企業法適用の方針

①法適用の方式

地方公営企業法の適用範囲は**全部適用**とする。

②法適用の対象事業

公共下水道事業（汚水・雨水）、**特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の 3 事業**とする。

③法適用の移行時期

平成 29 年度(**平成 29 年 4 月 1 日**)から地方公営企業法を適用することとする。

④資産の整理方針

施設	整理手法
管路	標準整理手法で整理をする。 設計書が不在等であれば、簡易整理手法で整理する
土木、建築	詳細整理手法で整理をする（構築物、建物単位)。
機械、電気設備	詳細整理手法で整理をする（各機器単位)。

⑤企業会計システムの導入方針

導入に伴う構築費用、今後のバージョンアップ及びサポート体制を考慮し、野洲市上水道事業が運用している既存システムを含み、比較検討のうえ決定する。

⑥移行スケジュール

項目	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
資産調査･評価												
資料収集･整理			■	■								
資産調査			■	■	■	■	■	■				
資産評価								■	■	■	■	■
移行事務手続き												
勘定科目設定								■	■			
条例･規則等の準備･整備								■	■	■		
金融機関指定										■	■	
事務引継											■	■
新予算調整											■	■
職員研修									■	■	■	
予定開始貸借対照表作成											■	
企業会計システム												
企業会計システムの構築										■	■	■